

電気用品安全法の目的と規制対象

電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。 【法第一条】

「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。

- ① 一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械器具であって政令で定められているもの
- ② 携帯発電機であって、政令で定められているもの
- ③ 蓄電池であって、政令で定められているもの 【法第二条】

①については、一般用電気工作物の部分となり接続して用いられるということから

- 定格電圧は、ネオン電源など特殊なものを除き、100V以上、300V以下（電線は600V以下）のもの
- 50又は60Hzの交流電源に接続するもの
- 容量は比較的小さなもの

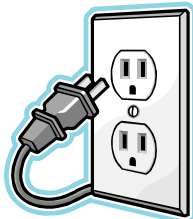
に限定され、モデムやルーターなどの通信機器は含まれない。



特定電気用品（116品目）

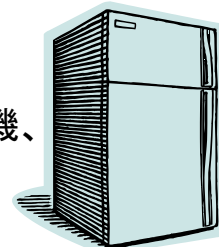
それ以外の電気用品に比べ、不良があった場合に感電・火災などの影響が大きい電気用品

ヒューズ、コンセント、延長コードセット、ACアダプター、携帯発電機 など



特定電気用品以外の電気用品（341品目）

電気冷蔵庫、電気冷房機、電気洗濯機、電気掃除機、扇風機、テレビジョン受信機、エル・イー・ディー・電灯器具、リチウムイオン蓄電池 など



電気用品安全法の主な規定の概要

事業の届出 (法第3条)

電気用品の製造/輸入を行う事業者は、開始日から30日以内に届け出ること。

技術基準適合義務／自己検査 (法第8条)

- ① 事業者は、届出に係る電気用品について、省令で定める技術基準に適合するようにしなければならない。
- ② 事業者は、自ら製品検査を行い、その記録を保存しなければならない。

適合性検査 <特定電気用品のみ> (法第9条)

販売までに、製造工場が基準に適合する製品を製造・検査できることについて、登録検査機関の検査を受け、その適合証明書を保存しなければならない。

PSEマークの表示 (法第10条)

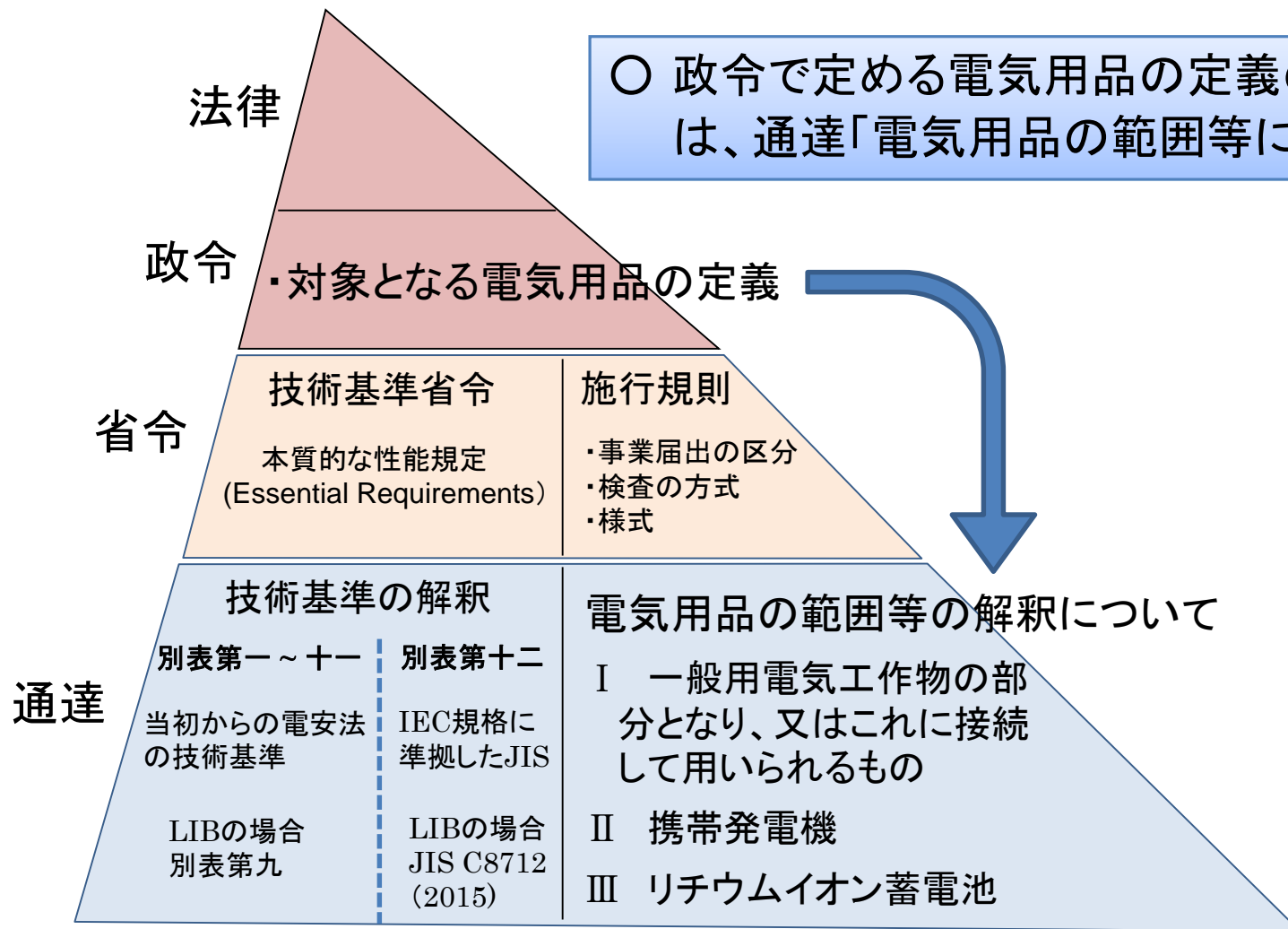
事業者が上記の義務を果たした場合、PSEマークを表示することができる。

販売の制限 (法第27条)

法10条によるPSE表示の無い電気用品の販売は、原則禁止。

電気用品安全法体系の概要

○ 政令で定める電気用品の定義の詳細については、通達「電気用品の範囲等について」で公表



ガイド 技術基準・試験方法の理解促進のためのガイド [電気用品調査委員会(民間)で審議]

- ・技術基準解釈の解説(主に、従来の解釈の内の解説的内容)
- ・試験方法等の詳細に関する報告書(遠隔操作など)